

第2期帯広市耐震改修促進計画（原案）概要版

第1章 計画の目的等

1 背景と目的

（1）背景

帯広市は、平成20年2月に「帯広市耐震改修促進計画」を策定し、住宅及び多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の耐震化率を平成27年までに90%にすることを目標に掲げ、耐震化の促進を図ってきたところです。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震の発生により甚大な被害をもたらし、建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化しています。国では、平成25年に耐震改修促進法を改正し、大規模な多数利用建築物への耐震診断を義務付けるなど、地震に対する安全性の向上を一層促進することとしました。

（2）目的

帯広市においては、過去に大きな被害を及ぼした地震が発生しており、大地震が発生した際には、建築物の倒壊被害などの被害や、これに起因する市民の生命及び財産に対する被害を未然に防止するために、建築物の耐震化を早期に進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、市内の住宅及び建築物の耐震化を促進し、市民の安全で安心な生活を確保するため、「第2期帯広市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、推進にあたっては、国の方針や北海道の計画、帯広市の総合計画や地域防災計画、その他の分野別計画との整合を図るものとします。

3 計画期間

計画期間は、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）や北海道耐震改修促進計画との整合を図り、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

第2章 帯広市で想定される地震

1 帯広市で想定される地震

「北海道耐震改修促進計画」の想定地震に基づき、人的被害が最大となる地震として、十勝総合振興局管内で想定される、十勝平野断層帯主部（最大震度7）の地震を想定します。

第2期帯広市耐震改修促進計画（原案）概要版

第3章 現状と課題

1 耐震化の現状

平成27年末

	総数	耐震性を有する建築物	耐震化率
住宅	86,350 戸	76,150 戸	88.2%
多数利用建築物	679 棟	578 棟	85.1%

2 建築物所有者の意識の現状

平成27年度に、建築物の所有者を対象に行った耐震化に関するアンケート調査の結果、所有者は、耐震性に対する関心はあるものの具体的に耐震改修を行うまでには至らないとの意見が多く、耐震改修費用に対する負担感や地震防災対策に関するさらなる理解促進の必要性などが伺えます。

3 耐震化への課題

帯広市では、パンフレットを整備し、相談窓口などで多様な相談を行い耐震化に関する情報発信を行ってきているものの、耐震改修等の支援制度の利用が伸び悩んでいる現状にあるなど、費用面や耐震化の必要性に関するさらなる理解の促進が必要であることなどが伺えます。

第4章 建築物の耐震化促進に向けた取組方針

1 耐震化促進に向けた基本方向

平成19年度に策定した前計画での課題を踏まえ、建築物の耐震化を促進させるためには、所有者への情報発信による地震防災対策の理解を深めるとともに、関係団体と連携し多様な相談体制の充実、安心して耐震化を進められる支援などの環境整備を行うことを施策の方向として考えていきます。

以下の視点に基づき建築物の耐震化を促進し、誰もが安全・安心に生活できる住宅環境づくりを目指します。

- ① 情報発信による理解の促進
- ② 安心して耐震化を進められる環境整備

2 耐震化の目標

国の基本方針等では、住宅や多数利用建築物の耐震化率を、平成32年までに95%とする目標を定めており、また、北海道耐震改修促進計画においても、耐震化率の目標を平成32年度までに95%と設定しています。

このことから、本計画においては、国及び北海道と整合を図り、住宅及び多数利用建築物について、耐震化率の目標を平成32年度までに95%とします。

平成32年度 耐震化率の目標	住	宅 :	95%
	多数利用建築物 :		95%

第2期帯広市耐震改修促進計画（原案）概要版

第5章 建築物の耐震化促進に向けた施策

1 情報発信による理解の促進

①耐震化に関するパンフレットの整備

市民向けパンフレット整備
帯広市ホームページ、広報おびひろによる情報提供の充実

②地域に出向く説明会や出前講座の実施

地域に出向いた説明会や出前講座での情報提供
北海道及び関係団体の地震防災セミナー等の活用

③地震防災マップの公表

ホームページ等による情報提供

④耐震化に関する税制の情報提供

国による耐震改修促進税制などの最新の情報提供

⑤各種認定制度の情報提供

耐震改修工事に係る容積率・建ぺい率の緩和などの各種認定制度のパンフレットやホームページ等による情報提供

2 安心して耐震化を進められる環境整備

①耐震診断・耐震改修等に係る相談体制の整備

関係団体等との連携による相談体制整備、防災関連及び住宅関連イベント等での相談窓口や地域に出向く相談窓口の開設

②耐震診断・耐震改修促進のための所有者への支援

- ・住宅の耐震診断・耐震改修への支援
- ・住宅の無料耐震診断の実施

③地震時に通行を確保すべき道路の指定

地震時に通行を確保すべき道路を指定、沿道建築物の所有者に対し必要に応じ指導・助言・指示・公表の実施

④地震時における建築物の総合的な安全対策に関する事業

- ・大規模空間天井の脱落防止対策などの総合的な建築物の安全対策の推進
- ・ブロック塀等の倒壊防止対策の周知・啓発

第6章 計画の推進に関する事項

1 帯広市の計画推進体制について

平成19年度に「帯広市耐震改修促進会議」を設置しており、今後も関係部署による会議を開催し、公共建築物及び民間建築物の耐震化について取り組んでいきます。